

たくさんの負債を抱えて生活が苦しい。

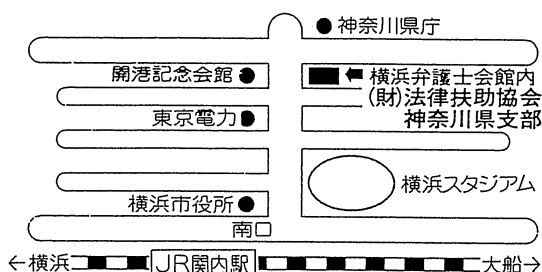
★ 「法律扶助」の制度を利用しての、破産宣告の申し立てができます。

破産宣告の適用により、生活の建て直すことが考えられますが、必要な書類を作成して、地方裁判所に提出するためには、弁護士や司法書士に依頼することになります。

その場合、最低10万円以上が費用として必要になりますが、「法律扶助協会」というところが、弁護士や司法書士の費用を一時的に立て替えてくれるので、費用は依頼後から月々1万から2万を分割で返済していくことができます。

- 手続きの方法
- ① 法律扶助協会に、電話もしくは窓口で相談の予約をします。
(そのとき弁護士に依頼するか、司法書士に依頼するかを決めてください。一般的には司法書士の方が安い費用となります。)
 - ② 相談弁護士、司法書士に相談を行います。
 - ③ 法律扶助協会が費用の立て替えについて審査します。
(内容によっては断られる場合もあるとの事です。)
 - ④ 弁護士、司法書士が破産宣告の手続きを進めます。
 - ⑤ 費用を分割で法律扶助協会に返済します。

(財)法律扶助協会 神奈川県支部



〒231-0021

横浜市中区日本大通9番地
横浜弁護士会館内

電話 045(211)7702番

FAX 045(211)7721番